令和３年ダイジェスト

滋賀県警察本部

少年非行のあらまし

滋賀県の少年非行情勢

滋賀県では、過去１０年間における非行少年・不良行為少年の検挙・補導人員は減少傾向にありましたが、 令和３年中、検挙・補導した少年（交通法犯を除く）は2,330 人で、前年に比べ１37 人（約6%）の増加となりました

非行少年の類型別では、刑法犯少年にあっては、犯罪少年が減少、触法少年が増加し、特別法犯少年にあっては、犯罪少年・触法少年ともに減少しました。

また、不良行為少年の補導人員は1,９５０人で、前年に比べて１４５人（約８%）増加しました。

Check! 不良行為少年が大幅に増加！

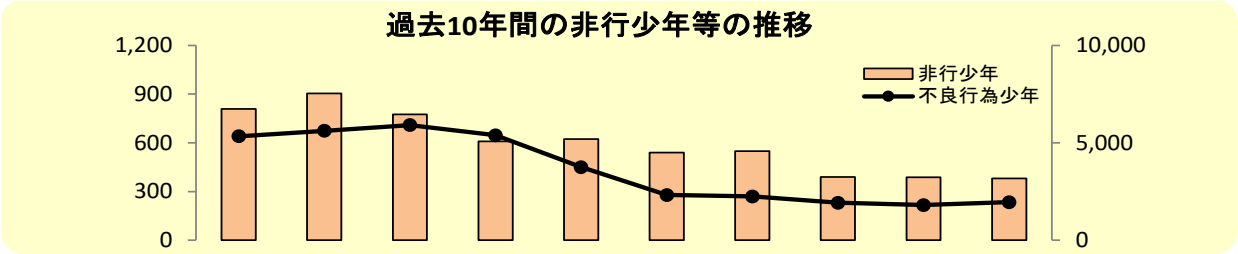

区分＼年次		H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	前年比 人	前年比 率
非行少年	刑法犯少年	772	858	712	562	571	487	501	336	336	346	10	3.0%
	犯罪少年	559	587	534	412	396	326	359	232	236	227	−9	−3.8%
	触法少年	213	271	178	150	175	161	142	104	100	119	19	19.0%
	特別法犯少年	33	39	60	44	50	53	48	53	48	33	−15	−31.3%
	犯罪少年	17	29	53	31	38	42	39	45	44	30	−14	−31.8%
	触法少年	16	10	7	13	12	11	9	8	4	3	−1	−25.0%
	ぐ犯少年	4	7	4	3	2			1	4	1	−3	−75.0%
小計		809	904	776	609	623	540	549	390	388	380	−8	−2.1%
不良行為少年		5,339	5,620	5,915	5,385	3,751	2,325	2,245	1,926	1,805	1,950	145	8.0%
合計		6,148	6,524	6,691	5,994	4,374	2,865	2,794	2,316	2,193	2,330	137	6.2%

（合計：非行少年と不良行為少年の合算）　（人）

令和３年中、刑法犯における犯罪少年の検挙は２２７人（前年対比－９人）で、成人を含めた総検挙人員（1,893 人）の約 12%を占め、前年の割合より減少しました。

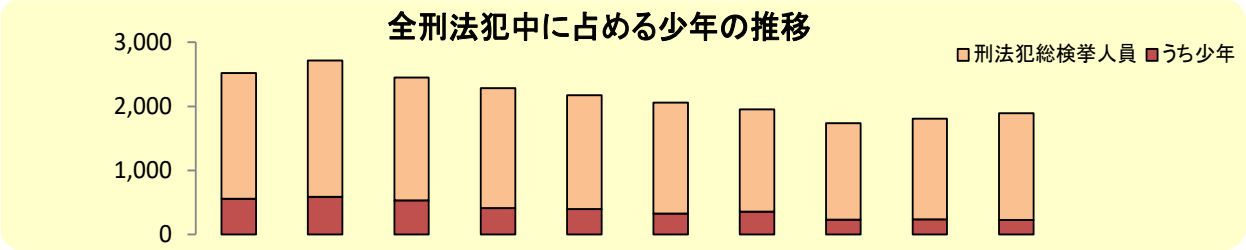

区分＼年次	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	前年比 増減	前年比 率
刑法犯犯罪総数	2,519	2,715	2,452	2,286	2,172	2,060	1,954	1,736	1,807	1893	86人	4.8%
うち少年	559	587	534	412	396	326	359	232	236	227	−9人	−3.8%
少年の占める割合	22.2%	21.6%	21.8%	18.0%	18.2%	15.8%	18.4%	13.4%	13.1%	12.0%	−1.1%	−8.2%

（人）

刑　法　犯　少　年　の　状　況

刑法犯少年の包括罪種別状況

区分	年次	総数	中学生	高校生	中・高生が占める割合	前年比
凶悪犯	R2年	23	3	9	52.2%	−21
	R3年	2	2		100.0%	
粗暴犯	R2年	63	24	9	52.4%	19
	R3年	82	45	15	73.2%	
窃盗犯	R2年	194	67	60	65.5%	−11
	R3年	183	64	44	59.0%	
知能犯	R2年	6	1	3	66.7%	4
	R3年	10	3	2	50.0%	
風俗犯	R2年	2		1	50.0%	3
	R3年	5	1		20.0%	
その他	R2年	48	25	7	66.7%	16
	R3年	64	37	11	75.0%	
計	R2年	336	120	89	62.2%	10
	R3年	346	152	72	64.7%	

（人）

学職別の状況

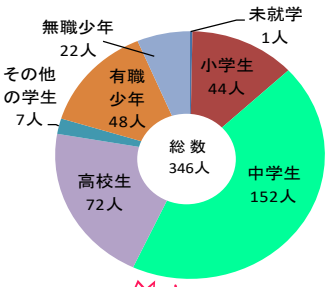

窃盗犯における中・高生の状況

区分		中学生	高校生
総数		64	44
侵入窃盗		4	3
乗り物盗		14	10
	自動車盗		
	オートバイ盗	5	
	自転車盗	9	10
非侵入窃盗		46	31
	万引き	40	26
	その他	6	5

Check! 中学生と高校生が全体の約６割！

凶悪犯：殺人、強盗、強制性交等、放火
粗暴犯：凶器準備集合、傷害、暴行、恐喝、脅迫
知能犯：詐欺、横領、偽造
風俗犯：賭博、わいせつ
その他：器物損壊、住居侵入等上記以外の刑法犯

刑法犯少年を包括別種別にみると、凶悪犯が大幅に減少しましたが、粗暴犯、知能犯、風俗犯、その他の罪種が増加し、窃盗犯が減少しました。

粗暴犯は、犯罪少年が 57 人、触法少年が 25 人で前年に比べて１９人（約３０%）の増加となり、窃盗犯は、中・高生ともに万引きが多くなっています。

また学職別では、中学生の検挙・補導が最も多い 152 人で全体の約 44%を占め、中学生と高校生で全体の約 65%を占めました。

初　発　型　非　行　の　状　況

初発型非行の内訳

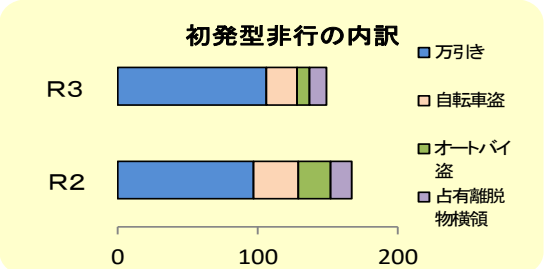

区分＼年次	R2年	R3年	前年比 人	前年比 率
万引き	97	106	9	9.3%
自転車盗	32	22	−10	−31.3%
オートバイ盗	23	9	−14	−60.9%
占有離脱物横領	15	12	−3	−20.0%
計	167	149	−18	−10.8%

（人）

Check! 乗り物盗等が大幅に減少！

刑法犯少年総数における初発型非行の割合

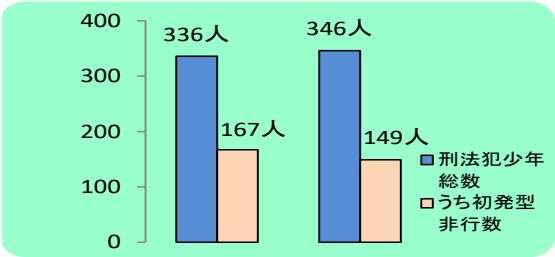

区分＼年次	R2年	R3年	前年比 数	前年比 率
刑法犯少年総数	336	346	10	3.0%
うち初発型非行数	167	149	−18	−10.8%
初発型非行の占める率(%)	49.7%	43.1%	−6.6%	−

（人）

Check! 刑法犯少年の約４割が初発型非行での検挙！

万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領の初発型非行で検挙・補導した少年は 149 人で、前年に比べて 18 人（約 11%）減少しました。

態様別ではオートバイ盗が９人で前年より大幅に減少したほか、自転車盗、占有離脱物横領が減少、万引きのみ増加しています。

また、刑法犯少年総数に占める初発型非行の割合は約 43%で、前年より約７ポイント減少しています。

特　別　法　犯　少　年　の　状　況

特別法犯少年の法令別状況

区分＼年次	R2年	R3年	前年比 数	前年比 率
銃刀法	3	1	−2	−66.7%
迷惑防止条例	13	5	−8	−61.5%
鉄道営業法	3	2	−1	−33.3%
軽犯罪法	7	7	0	0.0%
児買・児ポ法	3	6	3	100.0%
覚醒剤取締法	1		−1	−100.0%
麻薬等取締法	1		−1	−100.0%
大麻取締法	10	6	−4	−40.0%
風営適正化法	1		−1	−100.0%
廃棄物処理法		2	2	−
青少年健全育成条例	3		−3	−100.0%
その他	3	4	1	33.3%
計	48	33	−15	−31.3%

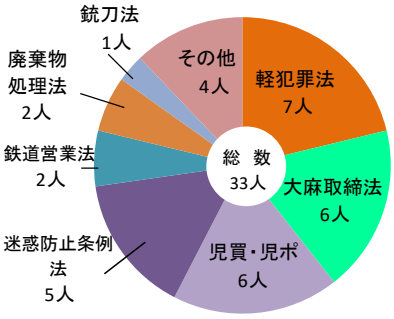

（人）

TOPIC　大麻事犯が増加

近年、全国的に少年の大麻事犯が増加傾向となっています。大麻はSNS等インターネット上において「有害性がない」といった誤った情報が氾濫しており、好奇心や安価なことなどから、少年へのまん延が懸念されています。

特別法犯少年を法令別にみると、軽犯罪法が最も多い７人でした。

また、大麻取締法違反により検挙された少年は昨年より減少したものの検挙は６人で去年に次いで過去２番目となりました。

不　良　行　為　少　年　の　状　況

行為別補導状況

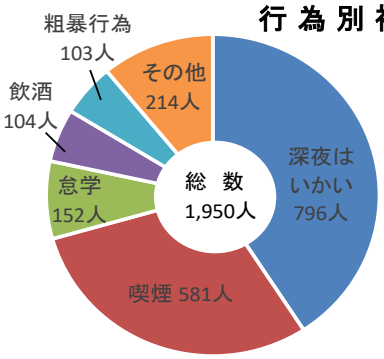

区分＼年次	R2年	R3年	前年比 人	前年比 率
深夜はいかい	769	796	27	3.5%
喫　　煙	678	581	−97	−14.3%
怠　　学	57	152	95	166.7%
飲　　酒	73	104	31	42.5%
粗暴行為	72	103	31	43.1%
そ　の　他	156	214	58	37.2%
計	1805	1950	145	8.0%

（人）

Check! **行為別では深夜はいかいと喫煙で８割以上！**

不良行為で補導された少年は 1,950 人で、前年に比べ１45 人の増加となりました。

主な行為としては深夜はいかいが ７９６人で全体の約 41%を占め、続いて喫煙の５８１人（約 30%）、怠学の 152 人（約８%）などとなっています。

少年の福祉を害する犯罪等の状況

検挙した福祉犯は６１件４８人で、前年に比べ検挙件数は７件減少し、検挙人員は３人増加しました。

罪種別では児童買春・児童ポルノ禁止法違反が最も多く、違反内容は、児童ポルノの所持、製造、児童買春などとなっています。次に多いのが県青少年健全育成条例違反で、違反内容は、いん行、深夜連れ出しとなっています。

また、福祉犯の被害者となった少年は３２人で、前年に比べ 14 人減少しました。

被疑者と被害少年の出会いのきっかけは、スマートフォン等を利用して、ＳＮＳ等で情報を交換するものがほとんどでした。

福祉犯～少年の心身に有害な影響を及ぼし、健全な育成を著しく阻害する犯罪

福祉を害する犯罪等の状況

区分＼罪種	児童福祉法	風営適正化法	県青少年健全育成条例	児童ポルノ禁止法 児童買春・	大麻取締法	未成年者飲酒禁止法	総数	令和2年	増減数
検挙件数	1	2	18	38	1	1	61	68	−7
被害少年（人）	1	2	13	14	1	1	32	46	−14
未就学									
小学生				1			1	4	−3
中学生	1		5	2		1	9	20	−11
高校生		1	8	11			20	18	2
その他学生									
有職少年					1		1	1	
無職少年		1					1	3	−2

Check! **中学生の被害者が減少し、高校生の被害者が増加！**

※被害少年数は、統計上、主たる被害しか計上されないため、検挙件数と被害少年の人数は相違します。

ＳＮＳの利用をきっかけとして犯罪被害にあう子供が増加！

ネット上の見知らぬ人とＳＮＳでやりとりをし、脅されたり、騙されたりして児童ポルノや児童買春などの犯罪被害にあう 18 歳未満の子供が増加しています。

被害にあった子供のうち、約９割がスマートフォンを使用しており、ほかにもタブレット型端末機などのインターネット接続機器を使用していました。

TOPIC　SNSの危険性

SNSを扱う人の中には、性的な目的で子供を狙う犯人が潜んでいます。犯人は、子供の理解者のふりをしたり、相談相手になったりして近づいてきます。また、プロフィールに嘘の性別や年齢等を使ったり、なりすまし等、犯人は手の込んだ手口を使うことが多くなっています。

Check! **犯罪被害防止にフィルタリングは有効です！**

～ＳＮＳ利用による犯罪被害から子供たちを守るために～

◎ＳＮＳで知り合った相手と不用意に会わない。

・ＳＮＳ上では簡単に他人になりすますことができます。気軽に信じてはいけません。

◎ＳＮＳの公開範囲を適切に設定する。

・投稿した写真から撮影場所が特定されてしまいます。関係ない人が見られないようＳＮＳの公開範囲は適切に設定しましょう。

◎下着姿や裸の写真は絶対に撮らない、送らない。

・人に見られては困る写真をネット上にあげることは危険です。

◎スマートフォン等には必ずフィルタリングを設定する。

・子供が使用するスマートフォン等のインターネット接続機器には、必ずフィルタリングを設定し、適正に利用しましょう。

フィルタリングとは？

インターネット上の有害情報の遮断、携帯電話使用時間の制限などができる機能で、保護者による管理が可能となっています。携帯電話から設定できるほか、販売店などでも説明が受けられます。

Check! **フィルタリングは子供の年齢・発達に応じた設定変更が必要です。**

少 年 サ ポ ー ト セ ン タ ー の 活 動

少年サポートセンターでは、「非行や不良行為を繰り返す少年」や「犯罪の被害に遭い心に傷を負った少年」に対して、専門的な見地から継続的に関わることによって立ち直りの支援を行っています。

少年に対する面接や保護者に対する助言に加え、関係機関とも連携しながら環境調整を行うことで、少年の問題行動の改善や社会への適応を図る支援を行います。

少年の立ち直り支援、その他少年に関することは、少年サポートセンターにご相談下さい。

大津少年サポートセンター

所在地：大津市打出浜1-10 滋賀県警察本部北棟１階
電　話：077-521-5735（直通）

米原少年サポートセンター

所在地：米原市米原1092　米原警察署内
電　話：0749-52-0114（直通）

この資料で使っている用語は次のとおりです。
1　犯罪少年・・・・・・14歳以上20歳未満の少年で罪を犯した者（交通法犯を除く）
2　触法少年・・・・・・14歳未満の少年で、刑罰法令に触れる行為をした者（交通法犯を除く）
3　ぐ犯少年・・・・・・ 20歳未満の少年で、その性格・行状等から判断して、将来何らかの罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者
4　非行少年・・・・・・上記「犯罪少年」「触法少年」「ぐ犯少年」を総称していう
5　不良行為少年・・非行少年には該当しないが、飲酒・喫煙・深夜はいかいその他自己又は他人の特性を害する行為をしている者
6　刑法犯少年・・・・刑法に定める行為をした犯罪少年及び触法少年（交通法犯を除く）
7　特別法犯少年・・覚醒剤取締法・軽犯罪法などの特別法令に違反する行為をした犯罪少年及び触法少年（交通法犯を除く）